

オ - ストリアの出生動向と家族政策

原俊彦 \*

Fertility Development and Family Policy in the Republic of Austria

Toshihiko HARA

\* 国際文化学部 コミュニケーション専攻

## Abstract

This paper focuses on the fertility development and family policy in the Republic of Austria, from 1870 to 2000. This is a part of the research project, a comparative study of low fertility and family policy in developed countries (the research grant for Policy Sciences Promotion Project by the Japanese Ministry for Health and Welfare No.10100101). The purpose of this three-year research project is to clarify the trends and determinants of fertility, and the policy responses to low fertility and their effects in developed societies, and to explore the policy implications for Japan. The study will focus on a couple of developed countries each year and compare these countries' studies at the end of the third year to synthesize the results to provide scientific basis for policy proposals.

Reviewing the research reports of IFD (Institut für Demographie in österreichischer Akademie der Wissenschaft) and BMUJF ( Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie ) and using the statistical data of Council of Europe(CD-ROM: 1999, 2000), we analyzed 1) Trends and determinants of attitudes and behaviors regarding fertility and the family, 2) Family policy measures to cope with changes in fertility and the family and their effects

The important findings are:

1. In Austria, like Germany, the social norm for making small families established before World War II shaped the basic trend of the fertility decline after the postwar baby boom and caused the continuous postponement of marriage and the first child bearing. The relatively higher extra-marital births ratio makes some difference with western part of Germany but the only slowly increasing cohabitation indicates the unchanged conservative attitudes for marriage and child bearing.
2. The review of family policies in Austria shows high complexity of continual reforms in this political field, caused by historical lack of constitutional definition on the family. The rich economic support for child bearing in Austria shows no visible effects on fertility trends.

はじめに

1971年の2.16をピークに減少に転じ、その後、毎年のように戦後最低の記録を更新し来たわが国の合計特殊出生率（女性が生涯に生む子供数の理論値）は、2000年に1.35と初めて前年より0.01ポイント上昇した。しかし、これはミレニアム・ベビー効果による一時的現象と見られており、少子化傾向に歯止めが掛かるかどうかは、依然、予断を許さない状況が続いている。

このため、政府も少子化対策の改善・強化をめざし、仕事と子育ての両立を支援するための育児休業法改正案（朝日新聞 2001）を提出するなど、家族政策の見直しを進めている。一方、世界的にみれば、このような少子化は日本のみではなく、広く先進諸国に共通する現象であり、その原因の究明や対策にあって国際比較の視点からの研究が不可欠であることは論を待たない。

本研究も1999年度 - 2001年度にわたり、厚生省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）を受け行われている「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの一部をなすものであり、日本を含め超低出生力状態にある先進地域の、出生・家族動向と、その背景、これに対する家族政策について、各国の研究機関の協力を得て、報告書・論文・データを収集・分析・比較し、わが国における少子化対策の参考に資することを目的としている。

本稿では、この研究プロジェクトにおいて筆者が担当しているドイツ・オランダ語圏のうち、オーストリアを取り上げ、出生・婚姻・世帯・女性の就業動向や家族政策を分析し、その特徴と問題点について考察する。

オーストリアの合計特殊出生率も1963年の2.82をピークに年々減少を続け、1999年現在1.32（Council of Europe, 2000）と、戦後最低を更新しており、前稿（原 2001）で紹介したドイツと同様、先進諸国の中でも超少子化が最も早く進んだ地域である。また家族政策的給付は、1996年現在、GDPの3.2%を占め、EU加盟国の平均2.0%より遥かに高く、ヨーロッパの中でもトップクラスにあり、しかもなお毎年のように家族政策の見直しを進めており、わが国の今後の政策立案において極めて興味深い事例である。しかし、現在までのところ日本語の文献は皆無に等しく、その動向についての詳細な紹介が待たれており、本稿がその一助となればと考えている。

なお本稿の内容は、同研究プロジェクトの初年度報告書（原 2000）に掲載されたものに、大幅な加筆・修正・考察を加え論文化したものであるが、なお重複する部分もあることを予めお断りしておく。

## 1 出生・家族動向

### 1.1 出生動向

#### （1）合計特殊出生率の変化

オーストリアの人口転換は、19世紀末から20世紀前半の1928年頃までに起きたとさ

れており、この間に、1人の女性が一生の間に産む子供の数の指標となる合計特殊出生率は4人から2人へと半減し、1930年代には再生産レベルを切り1.55人まで低下した(図1)。つまり、すでに、この時期に、結婚により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により、子供の数が決定される社会へと移行したとされている。また出生抑制は、出生数のみでなく、生涯のどの時期に子供を持つかという、出生タイミングの調整にまで及び、この傾向はナチス・ドイツへの併合にともなうベビーブーム(1940年2.75)や、戦後1950年代から1960年代にかけて起きたベビーブーム(1963年2.82)においても基本的に変わらなかった。

さらに1963年のベビーブーム終息後、合計特殊出生率は1978年の1.60まで急速に低下、79年-81年にやや持ち直したものの、再び87年の1.43まで低下した。また91年にやや上昇した後、再び減少に転じ、99年現在1.32と史上最低を更新している。ちなみに純再生産率(年齢別死亡率の影響による歩留まりも含めた、再生産年齢の女子人口の世代増加率、現在の出生-死亡秩序が変化しないと仮定)も0.65と、母親世代の65%しか娘世代によって置き換わらない状況となっている。

## (2) 完結出生児数の変化

合計特殊出生率が、出生力の年次変動を表すのに対し、満40歳を超えた女性の完結出生児数は出生力の世代変化を示す(図2)。この完結出生児数は1900年-1905年生まれの女性で、すでに1.8人という低い水準を示しており、19世紀末から20世紀初頭に進んだ人口転換の結果をよく反映している。

1905年出生の女性以降、完結出生児数の増加傾向が見られるが、これは20世紀初頭生まれの女性では3人に1人であった無子(Kinderlosigkeit)の割合が、1930年生まれの女性では7人に1人まで低下したことによる(図3)。さらに1932年-1937年生まれの女性の完結出生児数は2.4人と最も高く、戦後50年-60年代にかけてのベビーブームが、この世代の母親によるものであったことがわかる。これに対し、先に述べたナチス・ドイツへの併合にともなうベビーブームについては、これに対応した完結出生児数の変化は全く観察されず、このブームが出生の前倒し(die Realisierung zuvor "aufgeschobener" Geburten)に過ぎなかったことが確認できる(BMUJF 1999 a)。

一方、1963年から78年にかけての、急速な合計特殊出生力の低下は、1937年から1947年生まれの女性の間で、完結出生児数が2.4人から2人以下に減少したことを反映している。また、現在、完結出生児数を予見しうる最も若い1956年生まれでも、この値は1.8人をやや下回っている。なお無子割合はこの世代では、まだ15%以下に留まっているが、今後、急速に高まると予想されている(IFD,1999:14-15)。

## (3) 近年の動向

オーストリアでは1950年代後半から60年代前半まで続いたベビーブームの後、出生減退が始まった。この出生減退の大部分は1940年以降に生まれた女性において「大家族の消滅("Verschwinden gr ößerer Familien)"」が起きたことによる(IFD,1999:21)。

この動きを出生順位別有配偶出生児数でみる(図4)と、1963年と86年では、後者では第5子以上の出生児数が前者の10分の1に、第4子は4分の1に、第3子は2分の1

に減少しており、これに対し第2子と第1子の減少は前者の3分の2程度に留まっている。この結果、出生順位別構成比も大きく変化し、第5子以上の出生児数は 10.6%から 2.4%へ、第4子は 8.8%から 4.7%へ、第3子は 16.9%から 13.9%に後退し、これに対し、第2子が 29.2%から 36.6%、第1子は 34.4%から 42.7%を占めるようになった。この構成比は 80年代前半以降は、あまり大きく変化していないが、近年になり第1子と第2子の構成比が接近するとともに、第3子比率がやや高まる傾向が見られる。(Council of Europe,1999: CD-ROM)

また年齢別出生率(図5)をみると、1964年以降の出生減退は、当初25歳以上の女性で起きており、25歳未満では、この時期むしろ出生力が高まる傾向にあった。この事は、後に述べるように、オーストリアの女子の平均初婚年齢が72年まで低下傾向にあったことと関係している。

しかし、1970年代に入ると、どの年齢層でも低下が始まり、70年代末からは、各年齢層で異なった動きが現れてくる。

このように若い女性の出産は年々稀になり、1975年と比較し1998年で、20歳以下では70%、20-25歳でも50%も減少した。この結果、他のヨーロッパ諸国同様、若い母親は少数派となった。ちなみに1973年では子供の14%が20歳以下の、また48%が25歳以下の母親から生まれたが、1998年では前者は5%、後者は31%まで低下している。

これに対し25歳から29歳の年齢層では出生率は比較的安定しており、98年現在、全出生の35%が、この「主要出生力年齢"Hauptfertilitätsalter"」層で占められている(IFD,1999:21)。

一方、30歳から34歳の年齢層では、出生力は75年の水準より25%ほど増加したが、35歳から39歳では、いまだに1975年の7分の1程度と、低い水準に留まっている。また40歳以上の出生力は、1991年以降、上昇傾向にあるが、それでも75年の半分以上に過ぎない。このため、1998年現在、35歳以上の母親から生まれる子供は全体の10%、40歳以上は1.6%に留まっている。

このような年齢別出生率の変化を反映し、女子の平均出生年齢(図6)も 1978年以降、98年現在までに1.8歳上昇し、28.0歳となった。とりわけ、女子の第1子平均出生年齢は、70年代始めに23.0歳という歴史的低水準となった後、継続的に上昇し、98年現在、26.9歳となっており、他のヨーロッパ諸国ほどではないが晩産化傾向が続いている(BMUJF,1999:147-149)。

#### (4) 避妊・中絶・非有配偶出生

オーストリアでは、病院や薬局を通じて、あらゆる避妊手段の入手が可能で、コンドームとスプレーについては処方せん不要、ピル、ペッサリーは医師の診断と処方せんを必要とする(コストは大部分、利用者負担)。避妊手段は基本的にピルで、かなりの格差でコンドームと避妊リングが、これに次いでおり、その他は、オギノ式や基礎体温法なども含め極めて少数である。若年層では殆どがピルとコンドームで、年齢が上がるにつれ避妊リングの利用率が高まる。不妊手術(Sterilisation)は刑法の対象となっており、満25歳以上で医師の指示がある場合か、公序良俗に反しない何等かの理由がある場合に限られる。このため、1996年で男性260例、女性2560例と非常に少ない。

人工妊娠中絶は 1975 年以來、いわゆる「期間規定(Fristenregelung)」を満たす限り、合法化しており、妊娠 12 週までなら、事前のカウンセリングを受けること、母親の中絶希望が明確であることが条件となる。費用は原則自己負担である。

なお、この「期間規定(Fristenregelung)」に対するアンケート調査によれば、妊娠により母親の健康が危険に直面している場合や、生まれてくる子供に障害が予想される場合は、それぞれ 84.4%、69.9%と高い支持があるが、出生抑制的目的の場合には 15.0%と支持率は低い。

(IFD,1999:72-74)

オーストリアの非有配偶出生割合(いわゆる婚外出生割合)は 1998 年現在 29.5%で、南欧諸国(ギリシヤ 3%、イタリア 8%、スペイン 11%)よりは高いが、北欧諸国(スウェーデン 54%、ノルウェイ 49%、デンマーク 46%)ほどではなく、西ヨーロッパの中では中間的な値である。

この非有配偶出生割合(図 7)は 1960 年代中ごろの出生力のピーク時に、12%以下という歴史的な低水準を記録した後、上昇に転じ、1978 年の 15%から 83 年の 22%まで増加、87 年の結婚ブームで一時 21%に減少したが、その後、再び増上し始め、かつての 2.5 倍に達している。ただし、このような非有配偶出生割合の変化に対し、非有配偶の合計特殊出生率自体は、それほど大きく変化していない。

とりわけ、非有配偶出生割合が高いのは第 1 子の場合で、61 年の 26%から 98 年の 43%まで上昇した。もっとも非嫡子の両親の半分以上が出生後(大部分が 3 年以内に)結婚し子供を認知することが知られており、この傾向は 80 年代後半から変わっていない。

実際、子供の出生時に有配偶かどうかは、母親の年齢やすでに生まれた子供の数に関係しており、母親が若いほど、また子供数が少ないほど、非嫡子となる可能性が高い。たとえば、21 歳以下の若い女性が子供を産む場合、その半数は未婚である。これに対し、非嫡出比率は 30 歳-35 歳で 22%と最も低くなる(ただし、35 歳以上では再び高まる)。また先にも述べたように、第 1 子の非有配偶出生割合は 43%と高いが、この値は第 2 子では 20%、第 3 子以上では 15%程度となる。

なお、オーストリアの非有配偶出生割合には、大きな地域格差があることが知られており、カルテン州 42%、シュタインマルク州 39%などが高いのに対し、ブルクランド州 19%、フォラルベルク州 22%、ウイーン州 26%などが低い値を示している。これには数世紀にわたる歴史的背景があり、基本的に地域農業の形態、土地相続制度、17 世紀におけるカトリックによる反宗教改革などの影響を反映していることが知られている。

(BMUJF,1999a:141-146)

## 1.2 婚姻・離婚

### (1) 婚姻

オーストリアの婚姻数は、1950-60 年代までは年間 5.5 万件に上り、その大部分が初婚であったが、60 年代末頃から減少し始め、78 年には 4.46 万件、うち初婚は 3.4 万件まで低下した。しかし、その後、最後のベビーブーム世代が婚姻年齢に入り再び増加し、この波が納まると 1993 年から再び減少に転じ、98 年現在では 3.91 万件となっている。

また近年の婚姻件数の低下は初婚の減少によるものであり、70年代初頭では夫婦ともに初婚が年間4万件あったが、80年代では3.6万件となり、90年代では3.2万件、98年現在では2.68万件と急激に減少している。これに対し、再婚は1970年の1.1万件から92年の1.36万件(98年1.23万件)と増加しており、夫婦とも再婚が全体の3分1を占めている。この初婚の減少と再婚の増加の結果、総婚姻数に占める初婚の割合も70年の79%から98年の69%へと、毎年低下する傾向を示している。

年齢構造の影響を除いた女子の合計初婚率(図8)も70年代の0.8-0.9から98年の0.53へと大幅に低下した。なお1972年、83年、87年に合計初婚率の一時的な急増・急減が見られるが、これらは人口学的要因によるものでなく、1972年1月から結婚補助制度(Heiratsbeihilfe)が導入されたこと、1984年1月から、この制度が廃止されるとの噂が流れたこと、さらに1988年1月から実際に廃止されたことによる(BMUJF 1999a: 152)<sup>(1)</sup>。

オーストリアでは、1960年代から70年代始めまでは、男女とも若いうちに結婚する傾向があり、女子の平均初婚年齢(図8)は1974/76年で21.4歳、男子は24.4歳であった。このような早婚傾向は19世紀ももちろん、20世紀中頃までと比べても例のないものであったが、1970年代中頃から再び晩婚化し始め、女子の平均初婚年齢は1975年から87年までの間に2歳、1998年現在までに、さらに3.3歳上昇し、26.8歳となっている。また、この間、男子の平均初婚年齢も29.2歳まで上昇した。このような晩婚化傾向にもかかわらず、オーストリアの平均初婚年齢は西ヨーロッパ諸国の中では、まだ比較的低い方でポルトガル、ギリシア、ベルギーほどではないが、ルクセンブルク、イギリス、フランス、イタリア、スペインとほぼ同じ、スカンジナビア諸国よりは明らかに低い。(IFD, 1999:25-27)

また出生コホート別に50歳までの女子既婚率(proportion of ever married woman by age 50)をみる(図9)と、1930年から1938年生まれまでは概ね90%近くであったが、その後、徐々に低下し1952年生まれでは83%、1965年生まれでは75%まで低下すると予想されている。

## (2) 離婚

第二次大戦直後の離婚ブーム以降、離婚率は60年代中頃まで非常に低い水準にあり、60年代初頭のベビーブーム期には合計離婚率(図8)が14%と最低を記録した。しかし60年代末から離婚件数、合計離婚率とも増加に転じ、この傾向が現在まで続いており、70年代初めの年間1万件から、80年代中頃には1.5万件、90年代には1.8万へ、合計離婚率も20%、30%へ、さらに39%へと上昇した。また、この間、死別も含めた全婚姻解消(Ehelösungen)に占める離別の割合も70年代の19.8%から38%まで増加した(IFD, 1999:27-28)<sup>(2)</sup>。

## 1.3 世帯・家族構造の変化

### (1) 世帯

オーストリアの一般世帯数は、人口より遥かに早いペースで増加しており、61年の231

万世帯から 98 年現在の 323 万世帯まで約 40% (この間の人口増加率は 14%) 増加した。このため一般世帯の平均世帯人員も 3.02 人から 2.49 人に減少した。今後も、この傾向は続くと思われ、2031 年までに一般世帯数は、さらに 14% 増加、平均世帯人員も 2.14 人まで縮小すると予想されている (BMUJF, 1999a:190-196)。

この一般世帯数の増加は、単独世帯と多人数世帯の、両方の増加によるが、まず 60 年代から 70 年代にかけて前者が急激に増加したのに対し、80 から 90 年代にかけては後者の増加の方が大きかった。しかし、2031 年までの推計によれば、今後の増加の 3 分の 2 は単独世帯によるものと予想されている。

さらに世帯人員別に増加傾向を比べると、単独世帯数が 1961 年の 45.3 万世帯から 98 年の 97.6 万世帯へと 2 倍以上となり、これに次いで 2 人世帯が 62.3 万世帯から 97.6 万世帯へ顕著に増加した。これに対し 3 人世帯は 48.2 万世帯から 58.8 万世帯へ、4 人世帯は 34.5 万世帯から 46.0 万世帯と、増加の幅が小さい。

この単独世帯の増加と世帯規模の縮小傾向の背景には様々な要因があるが、まず第一に挙げられるのが人口高齢化の影響である。より多くの人々が高齢に達するにつれ、子供が離家し夫婦のみとなる世帯や、さらに配偶者に先立たれ結果的に単独世帯となるケースが増加しており、1961 年から 91 年までの単独世帯数増加の 44% が 60 歳以上、32% が 75 歳以上の世帯によるものである。将来推計によれば老人単独世帯は 1998 年の 53.0 万世帯から 2031 年には 92.0 万世帯へと増加するとされている。

次に家族形成・解消プロセスの変化、とりわけ 60 年代のベビーブーム以降の家族規模の縮小や、両親の家から離れて同棲関係に入る若者の増加、また、その関係の不安定性などが挙げられる。同時に、かつて農業や商工業で見られた家族就業的な複合世帯 (3 世代世帯や、複数核家族からなる世帯、核家族とその他親族からなる世帯) が殆ど消滅し、5 人世帯や 6 人世帯の世帯数が大幅に減少したことも影響しているという。

## (2) 核家族・同棲

オーストリアの核家族 (夫婦と同居児、夫婦と同居児なし、同棲、片親と同居児) は、1997 年現在約 225 万世帯に上り、過去 10 年間継続的に増加しているが、その増加は小さく、今後 10 年間、殆ど増加しないと予想されている。

核家族を同居児の有無 (表 1) で分けると、60 年代初頭以降、「同居児あり」が 12%、「同居児なし」は 40% 増加しており、前者の増加が弱いことがわかる。ちなみに 61 年には、家族数全体の 69% (128 万世帯) が「同居児あり」ありだったが、97 年には、この割合は 64% (144 万世帯) まで低下している。この「同居児あり」の世帯数は、人口構造の変化や無子 (Kinderlosigkeit) の増大を通じ、2031 年までに、さらに 10% 減少する一方、逆に「同居児なし」の世帯数は 30% 増加すると予想されている。

同棲世帯 (表 1) は、1971 年の 5.1 万世帯から 1997 年の 18.7 万世帯に増加、核家族世帯全体に占める割合も 2.7% から 8.4% へと高まって来たが、年齢構造の変化を反映し、近年 (94 年/97 年) は、片親家庭とともに、むしろ減少・低下の傾向が見られる。

## 1.4. 就業動向

就業率は、1997年現在、生産年齢人口全体の69.2%（1985年：68.4%）で、男性は76.1%、女性は61.6%となっている（図10）。

オーストリアでは1992年に「男女均等関連法（Gleichbehandlungspaket）」が議会で可決され、1991年-93年から施行、また93年から他のヨーロッパ諸国同様「女性を公職へ（Frauenförderung im öffentlichen Dienst）」という政策が実施されるなど、女性の就業を促す努力が続けられている。

しかし女性の就業率は1993年から96年にかけてむしろ後退し、97年になってようやくわずかに増加した（男性の就業率も92年以来、減少傾向にある）。また女性の就業分野も事務や商業が中心で職場内での地位も男性より低い傾向があり、水平的にも垂直的にも制約されている。確かに長期的傾向として、女性の就業率は着実に増加しているが、過去もっとも増加したのは、労働時間が週12時間から35時間までの、パートタイム就業（97年現在全体の30%）と、週11時間以内で収入が月3740AST（1ATS=7.8円、3.9万円、以下同様に円換算）以下の、準就業関係（geringfügigen Beschäftigungsverhältnis）である。ちなみに十分な社会保険が持てない、この準就業関係者は男女合わせて17.3万人にのぼるが、その3分の2が女性である（このため年金改革関連法案で、救済策が講じられている）。

また男女の賃金格差も依然大きく、パートタイム就業も含めた平均賃金で女性は男性より45%、フルタイム就業のみでも、労働者で40%、事務員で48%低くなっている。

さらに20歳から39歳までの女性の就業率を、年齢別、子供数別に比較してみる（表2）と、年齢や子供の有無が微妙に影響していることがわかる。たとえば30歳から34歳層では全体の就業率は74.4%だが、無子では88.2%と高く、有子では68.7%と低くなっている。さらに全体として15歳以下の子供数に応じて就業率が低くなる傾向が見られ、1子の場合は各年齢層で80%前後だが、2子になると60%前後に、3子以上では50%近くに低下する。ただし、この傾向は母子家庭には当てはまらず、全年齢で就業率は90%近くに達する。

また、表には示していないが、パートタイム就業の比率も20歳から54歳までの就業女性で、配偶者・子供ありの場合、50%近く（子供1-2人では55%、3人以上では52%）となる（これに対し、母子家庭の場合は61%がフルタイム、37%がパートタイム就業）。

オーストリアの失業率は1997年平均で7.1%で（80年-81年：2.7%）、80年代から長期的上昇が続いており、男性6.9%に対し、女性は7.4%と高い。70年代から80年代にかけては製鉄業などの基幹産業の危機から男性の失業率が上昇したが、80年代中頃からはサービス業を中心に、女性の失業率が上昇、近年は、50歳以上の高年齢層の失業率が高まる傾向にある。また1997年現在、12か月以上の長期にわたる失業者は全体の3分の1（EUの平均は2分の1）にあたっている（IFD,1999:56-58）。

## 2. 家族政策の動向

### 2.1 家族政策の基本的な考え方とその社会的背景

オーストリアの家族政策や家族・児童を対象とした社会政策は、基本的に秩序維持的性格のもので、家族形成を促すための、物質的・制度的な枠組み条件を整えることを目的としている。このため特定の生活形態を偏重したり強制したりするものではないが、他方、子供を養育する世帯と、それ以外の世帯の、負担の均等化を図ること、とりわけ、就業活動と家庭生活の両立（Vereinbarkeit von Erwerbstätigkeit und Familientätigkeit）に向け、より良い前提条件を創出するが重要な柱となっている（IFD 1999:37-39）。

#### 低出生力対策

オーストリア女性の平均希望子供数が約2人であるのに対し、1998年現在の合計特殊出生率は1.34人と、両者の間には大きな隔たりがあり、これが人口動向や福祉国家の維持に与える長期的影響が懸念されている。このため希望子供数の実現を妨げている要因を、調査研究し特定するとともに、これを取り除くことが、家族政策目標の一つとされている（ただし明示的な形での出生促進的政策(pronatalistische Politik)的意図はない。）

#### 就業活動と家庭生活の調和

就業活動と家庭生活との対立が深刻化する中、これを緩和し、家庭と職業の調和を高め、家事と育児のより公平な分担を実現することが目指されている。このため1990年には「家族関連法（Familienpaket）」が、また1992年には「男女均等関連法（Gleichbehandlungspaket）」が可決され、91年から93年にかけて施行された。これにより母性保護の改善や育児休業（Karenzurlaub）の取得形態の多様化、パートタイム就業の基盤強化などが進んだ。また家族介護のための有給休暇や養育期間の年金算入も拡大した。また98年からは要介護者を抱える者が雇用者に勤務時間削減を求める権利が認められるようになった。

しかしながら男女の性別役割分業の改善はあまり進んでおらず、育児休業を取得する男性も1998年現在利用者全体の1.6%に過ぎない。このため1996年からは男性の育児休業取得を促進する効果を期待し、両親のいずれか一方（主として母親）しか育児休業を取らない場合は休業期間を半年短縮する措置を講じたり、「マトモな男は（家事・育児も）半分半分（Ganze Männer machen halbe/halbe）」という政策キャンペーンを展開している。また職場においても家庭生活における平等なパートナーシップを支援するために「家庭にやさしい職場」の基準を設定、現状とあるべき姿のギャップを3年以内に改善するよう企業に求めており、基準を達成した企業に認定書を出すなど啓蒙活動を展開している。

一方、これとは別に育児・家族介護における女性の負荷軽減の前提となる、様々な形態の保育施設の建設や託児保母（Tagesmutter）の提供、介護施設の強化などのインフラ整備にも力を入れている。

#### 有子家庭の貧困化

97年現在、オーストリアの一般世帯の10%（収入を基準）ないし17%（支出を基準）が貧困に脅かされており、このうち3分の2（67%）が有子家庭で占められている。しかも貧困状況は小さな子供の数に比例して高まる傾向（図11）にあり、3人の子供を持つ世帯の貧困率は、夫婦のみ世帯の5倍以上に上る。また多子世帯と並んで、専業主婦（主夫）世帯（就業者が一人の世帯）や片親世帯が貧困に直面している。このため子供が貧困に直面する危険性は高齢者と同じくらい高く、その数は未成年者全体の8%、15.2万人に上るといわれており、この点からも子供を養育する世帯と、それ以外の世帯の、経済負担の均等化がめざされている。

## 家庭内暴力への対応

オーストリアでも 90 年代の初め頃から「家庭内暴力 (Gewalt in der Familie)」が社会現象として注目され始め、物理的・性的暴力、とりわけ養育放棄、虐待、性的暴行などが問題となっている。また職場や学校でのいじめから女性売買、強制売春まで、同種の暴力は家庭外でも起きている。このため環境・青少年・家族省 (BMUJF: Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie) は 93 年から「家庭内暴力に対抗する基盤づくり (Plattform gegen Gewalt in der Familie)」のキャンペーンを開始し、教員、心理カウンセラー、社会カウンセラー、警察、司法関係者などのネットワーク作りに取り組んでいる。また 1997 年 5 月には「家庭内暴力に対する連邦保護法」が施行され、警察や民警によって禁止命令が出せるようになるとともに、これにより警察と司法、また市民保護団体との緊密な協力が可能となった。

## 2.2 家族政策関連施策

### (1) 家族政策関連支出の規模

オーストリアの家族政策の中心は、家族世帯に対する所得再配分 (monetäre Transfer für Familie) にあり、家族政策的給付の総受給数は、1996 年現在、110 万世帯 (1 子が 53 万、2 子が 41.5 万、3 子以上が 25 万世帯)、金額的にもヨーロッパの中でトップクラスにあり、狭義の家族給付のみで GDP の 3.2% を占め、EU 加盟国の平均 2.0% より遥かに高い。また、この狭義の家族給付の他に、税制上優遇や家族政策的配慮による免税分などをすべて合算すると、その総額 (96 年) は GDP の 8%、年間 2000 億 ATS (1 兆 5600 億円) にもなるという (IFD 1999: 41)。

しかし意向調査 (1995 年) の結果によれば、このような手厚い家族政策に対し「おおいに」満足と答えた者は全体の 29% に過ぎず、41% は 1990 年代以降の家族政策は十分とはいえないとしており、調査対象者が仕事と家族のどちらを強く志向しているかによって評価が異なる (1 子しか望まず共稼ぎを志向する者や片親家庭、またパートナーがいて、すでに 1 子ないしは 2 子を持つ母親の場合は、就業支援的政策や保育施設の建設などへの期待が大きく、3 子以上を望む家族志向の強い者や子沢山の家ではより手厚い経済的支援を要望している) という (Gisser, 1995: 134-140)。

### (2) 狭義の家族給付

オーストリアの家族給付は、度重なる制度改正などを反映し、支給対象、条件、財源など、極めて複雑・多岐にわたっている。

#### 児童手当 (家族手当: Familienbeihilfe)

オーストリアの家族政策関連施策で量的な意味で最も重要な政策手段が児童手当である。これは 1992 年以来、子供と生活する両親の一方 (主として家事を行う者、特に反証がない限り母親、子供が両親と同居していない場合は、子供の生活費の大部分を負担している方の親) に、原則的に税務署 (Finanzämter) を通じて支払われるが、多くの場合、各職場での給与調整の形をとる。98 年末で受給者は 110 万人、185 万人の子供が恩恵を受けている<sup>(3)</sup>。児童手当は原則的に未成年者 (満 19 歳まで) を対象としたものであるが、職

業教育期間にある場合は最長満 26 歳<sup>(4)</sup>まで支払われる。また継続的に就業不能の子供の場合は年齢制限はない。

なお 1998 年には新たに家族関連法 (Familienpaket) が議決され、99 年から児童手当の増額が、2000 年からは年齢に応じた支給に加え、子供数に応じた支給も始まった。ちなみに 2000 年 1 月現在の児童手当の基準額は 1450 ATS (第 1 子、満 10 歳以下の場合、1 万 1310 円 / 月) から 2350ATS (第 3 子、満 19 歳以上の場合、1 万 8330 円 / 月) となっている。

#### 母子一時金 (Mutter-Kind-Bonus)

1974 年以降増額された出産手当が 1996 年の改定で廃止され、代わって 1997 年から 2000ATS (1 万 5600 円) の母子一時金が支払われるようになった。支払い金額は所得階層別になっており、出産前の世帯の課税所得が 448800ATS (約 350 万円) を越えないことが条件となっている。後述する母子手帳 (Mutter-Kind-Pass) の交付期間 (妊娠から満 1 歳まで) に医師診察を受けることが受給条件となっている。1996 年までは受診率を高める目的で 4 期に分け 15000ATS (11 万 7000 円) の母子手当が支給されたが、1996 年の改定で廃止され、97 年からは 2000 ATS に減額された。この結果、受診回数が 96 年より 9.1% 減少した。

#### 週給付金 (Wochengeld) と自営援助金 (Betriebshilfe)

週給付金は母性保護に基づく産前産後の就業禁止期間に休業補償として支払われるものである。就業禁止期間中の非自営業の就業女性に、過去 3 ヶ月の平均賃金相当額が医療保険から支払われる。自営業及び農婦の場合は、同様の期間、各職業団体の社会保険などから自営援助金が支払われる (98 年以降、日額 300ATS (2340 円)、臨時に人を雇った場合のコストを想定)。これら週給付金と自営補助金は、産前産後期間の母性保護を目的としているが、同時に所得保障的效果も期待されている。

#### 育児休業手当 (Karenzgeld) と部分期間手当 (Teilzeitbeihilfe)

この産前産後に支払われる週給付金や自営援助金とは別に、1974 年からは、過去の所得水準とは関係なく (ただし、母子家庭、既婚か、未婚かにより区別がある)、育児休業中に、一定額の育児休業手当が支給されることになった。また 90 年からは男性でも、子供と同居しており、主として、その面倒を見なければならない場合は、子供が満 2 歳になるまでの期間、育児休業手当を受け取ることができるようになった。この育児休業手当は失業保険の家族負担調整基金 (Familielastenausgleichsfond: FLAF) から支出される。基準金額は毎月 5565ATS (43407 円) で、総額は 1998 年現在年間 670 億 ATS (5226 億円) に上る。

1996 年の改正で、92 年以降可能となっていた育児休業手当の受給期間延長は認められなくなり、両親のいずれか一方のみが受け取る場合に限り、子供が満 18 か月に達するまでとなった。また育児休業手当を両親が分割して受給する場合は、子供が満 2 歳に達するまでとなった。

母子家庭に関する例外規定も認められなくなった。代わりに単親家庭か、両親のいずれかが無収入、または低収入の場合には 2500ATS (19500 円) の増額給付金 (Zuschuss zum Karenzgeld: KUG) を得ることができるようになった。(ただし、将来所得が向上し適用上限を超えた場合には、すみやかに増額給付分を返済しなければならない。)

この育児休業手当の増額は、本来、一人で子供の面倒をみる母親を対象としたものであったが、意図的に婚姻を遅らせて増額給付を受けるケースが問題となり、1983年の法律改正以降は、対象を実際に一人で生活している女性に限定することとなった。しかし、その後も増額給付制度の乱用に関する議論は終わらず、1993年には（婚姻）届出遅れに対する罰則規定や世帯所得への算入などの改正が行われた。

そして1996年には、この問題の多い増額給付に代わって、現在の統一的な増額制度（KUG）が適用されるようになり、申請者は子供の父親の氏名を登録しなければならなくなった。

この結果、増額給付申請者の数は、1993年の42%から1998年の10%まで減少したが、これは制度悪用者が多かったということではなく、96年の改正以降、育児休業手当を受けなかった方（大部分は父親）が増額給付分を返還することが義務付けられたためである。

なお就業しているが就業期間が育児休業手当をもらうには短か過ぎる母親は、部分期間手当を申請できる。また週給付金は受給したが、職業教育期間中で育児休業手当の対象からはずれる者、また自営援助金を受給した自営業及び農業の女性の場合も同様である。いずれも部分期間手当は育児休業手当の50%となっている。

しかし、現在のところオーストリアのすべての母親に育児休業手当の受給が認められている訳でなく、女子学生、農婦、低収入の雇用者、自営業者、そして専業主婦は、育児休業手当も週給付金に相当するいかなる給付も受け取っていない。このため、現在、「すべての人に育児休業手当を与える（Karenzgeld für alle）」ことが議論されている。この育児休業手当の対象をすべての母親（父親）に拡大するという考え方は保険原則（Versicherungsprinzip）からの逸脱を意味し、もはや、その原資を失業保険の家族負担調整基金（FLAF）に求めることはできなくなり、家族政策的な所得再配分の性格を持つようになる。

育児休業手当の受給者数は出生数の減少傾向と最大受給可能期間の短縮化を受け、94年12月の最高12.2万人から、98年現在の8.1万人まで減少（図12）しており、増額給付の受給者比率も統一的な増額制度（KUG）が適用される前の30%から10%まで低下し、その後、安定している。また増額給付の受給者に占める片親家庭の比率も大幅に低下し、受給者全体4ないし5%程（改定前は最高33.4%）となった。

一方、96年の改正で増加が期待された父親による育児休業手当の受給比率は、0.9%から1.6%とわずかしが伸びなかった。このわずかな伸びの大部分は失業した父親によるものであるという。

#### 特別緊急援助金(Sondernotstandshilfe)

1974年から母子家庭は、育児休業の取得とともに、子供が満3歳になるまで、特別緊急援助金を受け取ることになった。また90年からは既婚または未婚の母親で低所得ないしは無収入の者にも、この受給が認められるようになり、さらに1992年からは他に養育者がいないことを証明すれば、母親にかわって父親が受給することも可能となった（ただし両親とも就業していないことが条件）。

この特別緊急援助金は、失業保険から給付され、その金額は失業前の賃金を基準とする。受給期間は子供が満3歳になるまでの期間で最長52週となっている。なお95年からは

給付の3分の1を地域自治体が負担することになった。

受給者数は制度変更の影響を受け、育児休業期間の延長とともに94年には最高1.8万人まで増加、96年の育児休業制度の改定後は減少に転じ、98年現在は0.95万人となっている(図12)。

#### 養育費立て替え制度(Unterhaltsvorschuss)

養育費の支払い義務者(多くは実父)が義務を履行できない場合には、その子供が養育費立て替え制度を利用することができる。対象はオーストリア国籍また無国籍の未成年者で、オーストリアに在住し、養育費の支払い義務者と同居していないことが条件となる。期間は3年で再申請できる。原資は家族負担調整基金(FLAF)である。同時に養育費の支払い義務者への徴収も追求される。この制度を利用している子供の数は、90年代後半で約2.3万人に上り、その総額は97年度で約10億ATS(78億円)となっている。

#### 困窮家庭補償金(Familienhärteausgleich)

借入金の返済など、緊急に経済的支援を必要とする家庭や、単親家庭、妊婦は、負債の直接的返済に当てる資金を得ることができる。対象はオーストリア国民、または無国籍者あるいは認定された難民で、毎年、2500万ATS(1億9500万円)が予算化されている。また2000年度から4000万ATS(3億1200万円)に増額される予定である。

#### 幼児手当(Kleinkindbeihilfe)

育児休業手当も週給付金も受給していない母親また父親は、子供が1歳未満の間、幼児手当として毎月1000ATS(7800円)を受け取ることができる。ただし、本人が自ら育児を行っていること、所得が一定水準以下であることが条件となる。

#### 税控除

- ・児童扶養控除(Kinderabsatzbetrag)・養育控除(Unterhaltsabsatzbetrag)

税制上の家族政策的な配慮として最も重要なものが児童扶養控除である。児童手当を受給している納税者は、子供数に応じて、さらに毎月一定額の税控除を自動的に受ける(届け出不要)。また同居していない子供を扶養していて、その子供に対する児童手当を受給していない場合は、代わりに養育控除を受けることができる。この場合は毎月ではなく確定後控除となる。心身障害児養育世帯に対する特別扶養控除も同様である。

「家族政策的給付を考慮しても、憲法上の平等権に照らし、なお子供養育に対する税制上の配慮が不十分である」との憲法裁判所の判断を受け、1999年1月から児童手当と児童控除の合計を毎月500ATS(3900円)増額すること、また2000年1月からは、所得額に関係なく、最低でも法定養育費の半分を税控除することになった。

この結果、まず1999年以降、子供1人あたりの扶養控除が月額250ATS(1950円)増額され、子供数に応じ、最低350ATSから最高700ATS(2625円から5460円)となり、さらに2000年からは、子供1人あたりすべて700ATSに統一される。

このため、従来、第2子175ATS、第3子以上は350ATSという形で、子供数に応じていた控除の増額は、児童手当の方で調整されることになった。が、子沢山の家庭への特別な配慮として、新たに多子家庭増額控除(Mehrkinderzuschlag)ができ、99年から課税所得が42000ATS(327600円)以下で子供が3人以上いる場合は、子供1人あたり毎月400ATS(3120円)が増額される。

- ・非共稼ぎ家庭控除(Alleinverdienerabsatzbetrag)・片親家庭控除(Alleinerzieher-

absatzbetrag)

両親のいずれか一方に、世帯所得の大部分またはすべてが依存している場合（専業主婦家庭など）は、毎年、5000ATS（39000 円）の控除を受けることができる。単親家庭（最低 1 人の子供がいて、同居しているパートナーがいないこと）にも同様の控除が適用される。なお所得が低く控除の実際効果がない場合は、逆税方式で、控除相当分が直接支払われる。

その他の準家族政策的補助

その他に、政府の家族政策の一部として明示されてはいないものの、実質的に大きな補助となっているのが保険制度における扶養家族の扱いである。医療保険の給付対象は、本人または、その家族（配偶者、子供）となっている（ただし国内に在住し、他の保険に加入していないことが条件）。子供は最長 18 歳まで、また教育期間中は最長 27 歳まで親の保険に加入させることができる。

また扶養者が死亡した場合、残された家族は遺族年金（寡婦年金、寡夫年金、孤児年金）を支給されるとともに、そのまま医療保険の適用を受けられる。その他、交通事故保険の子供への適用や、妻の子育て期間の年金算入などがある。

これら様々な、準家族政策的補助の総額は、95 年現在、年間総額 1120 億 ATS（8736 億円）にのぼると推計されており、家族負担調整基金（FLAF）の総額より遥かに大きいといわれている（IFD,1999:46-47）。

### （3）労働関係の施策

母性保護（Mutterschutz）

妊娠から出産後 4 ヶ月まで（出産後、すぐに育児休業に入った場合は、育児休業後 4 ヶ月まで）は、母性保護法の規定により、就業女性への解雇告知や解雇は禁止されている。また妊娠期間中、母体または胎児の健康に影響する可能性のある作業、残業、休日、夜間勤務などは原則禁止。出産予定日の 8 週間前と出産後 8 週間（早産の場合は、全体で最低 16 週間）は絶対就業禁止期間となっている。授乳期間中は授乳時間を確保することが雇用に義務づけられている。

育児休業（Karenzzeit, Betriebshilfe）

育児休業は仕事と育児の調和をめざす制度であり、当初は女性のみを対象としたが、後に男性も取得できるようになった。

まず 1957 年の母性保護法の実施とともに、母性保護期間（産児休業）に引き続き、6 ヶ月の育児休業が女性に認められ、これが 1961 年には「育児休暇（Karenzurlaub）」として 12 ヶ月に延長され、同時に育児休業手当の制度が導入された。

1974 年からは母子家庭に限り、育児休業期間終了後、特別緊急援助金を受けることが可能となり、満三歳まで子供の養育に専念できることになった。また 1982 年からは、農婦や他の自営業の女性も自営援助金（Betriebshilfe）を受け取ることになった。

さらに 1997 年には「育児休暇」が育児休業期間（Karenzzeit）と改称され、これにより子供の養育は休暇ではなく、仕事（Arbeit）であることが強調されるようになった。

また政府は、2000 年 1 月から、新たに「育児休業期間口座（Karenzzeitkonto）」の実施を準備している。この制度は、育児休業期間を 24 ヶ月とし、これを子供が満 7 歳に

なるまでの間に、最低3ヶ月間以上のブロックに分け、自由に分割取得できるとするもので、この期間の雇用は保障される。また従来は父親がこの制度を利用する場合、母親が育児休業期間の一部またはすべての権利を放棄するか、あるいは母親が自営業を営んでいて育児休業期間の受給権がない場合に限られたが、父親も独自の権利が認められることになった。育児休業に入る場合の雇用者への通告は、それまでの4週間から8週間前に変更される。また将来的には父親と母親が同時に1ヶ月の育児休業を取れるようにすることになっている。さらに母子家庭が育児休業手当の増額給付を求める場合には父親の名前を届けなくても良くなる(ただし、この場合、母親が将来の増額給付分の返還義務を負う)。

なお、休業期間中の就業はある程度認めれるが、収入が最低所得(1998年:月額3830ATS(約3万円))を超える場合には育児休業手当が打ち切られる。また定常的にパートタイム就業を行う場合は部分育児休業手当(Teilkarenzgeld)を申請することができる(最高半額まで労働時間に応じ減額)。さらに母親または父親が、子供の出産後満4歳になるまで、より集中的に育児に専念するために雇用者にパートタイム就業を要求することもできる(ただし満2歳までに育児休業を全く取得していないことが条件)。両親は同時にパートタイム就業を要求することができるが、子供が満2歳になるまでに限定されている。なおパートタイム就業の夫婦における育児休業期間の分割は、1回限り最低3ヶ月間が条件となっている。

#### 介護休業(Pflegefreistellung)

1975年以降、非自営の就業女性または男性は、同一世帯員(子供、配偶者、両親など)を介護するために、年1週間まで休業することが可能となった。この制度は、普段子供の養育にあっている者(たとえば母親)が病気になった場合にも適用される。

1993年以降、12歳未満の子供が病気の場合は、さらに1週間の期間延長が認められ、最長2週間までの休業が完全有給となった。

また1998年1月からは長期にわたる介護が必要な場合には労使で話し合い、(いかなる不利益もなく)通常労働時間を短縮することができるようになった。介護対象は、配偶者、直系親族、養子、要介護児童、本人と生活を共有にする者(同一世帯人員である必要なし)とされている(IFD,1999:47-49)。

#### (4) 教育に関する支援

##### 義務教育・職業教育

オーストリアでは義務教育とそれに続く高等教育、職業教育はすべて(医療技術教育も含め)無料とされている。

また高等教育に進学する場合には第10学年以降、奨学金が支給される(平均以上の成績が前提、親の所得に応じて金額は異なるが、1999年以降、大幅に増額された)。また第9学年以降、親から離れて学校に通う子供は滞在費に対する援助を受けることができる(ただし良い成績であることが条件)。親が低所得の子供が職業教育を受ける場合には労働局から職業訓練援助金を受給できる。

1971/72年からは通学補助金または無料通学制度が導入されている。教科書も原則無料だが1995/96年から10%自己負担。1998/99年(学校改革98)からは教科書の再利用も可能となった(節約された費用は各学校で他の予算に転用できる)。

## 大学教育

オーストリア国内の大学はすべて無料となっている（第3世界からの外国人留学生や認定難民も同様）。また芸術大学や高等専門学校など一部の例外を除き、入学制限（入学試験、定員制限）がない。また低所得層出身の学生は良好な成績を条件に奨学金を得ることができる。外国の大学で学ぶ場合も同様で、奨学金の額は両親の所得と子供数により異なるが、他のヨーロッパ諸国と違い返済不要である。大学生の約14%が、この制度を利用している。

このような直接的な教育補助の他に、大学生には、先に述べた児童手当が最長満26歳まで支払われる。また学生は医療保険、交通事故保険の軽減、税法上の優遇処置、学生寮、大学食堂への公的援助、電話、TV・ラジオ視聴料、交通機関利用などの割引きなど様々な間接援助を受けている（IFD,1999:48）。

## （5）家族を対象とした公的サービス・保育サービス

### 母子手帳(Mutter-Kind-Pass)

1974年から、妊婦や、母親と幼児の、健康と心理的ケアを目的に、母子手帳の制度が導入され、乳児死亡率や妊産婦死亡率の低下に高い効果をあげている。

母子手帳は、母親、乳児、幼児の医療処置を記録するもので、妊娠期間中5回の妊産婦検診と、出産後子供が満4歳になるまでに8回幼児検診を無料で実施する。また先にも述べたように、妊娠期間中の妊産婦検診と満1歳になるまでの乳児検診を受けることが、母子手当支給の前提となっている。

### 家族相談と女性相談

1974年から計画外妊娠を減少させる目的で家族相談所ネットワークが開設されている。公的なものも私的なものもあり、人工妊娠中絶の相談や実施を行っている。また70年代からは学校教育に性教育が導入された。

公認の家族相談所は全国で300ヶ所に上り、相談内容は、家族計画、母親の社会的経済的問題から離婚、家庭内の衝突など多岐にわたる。相談費用は一部公費負担。2000年から、この家族相談に4千万ATS（3億1200万円）、親業教育にさらに3千万ATS（2億3400万円）の予算が支出される。その他、1991年からは女性相談ネットワークが開設され、現在、30ヶ所程の相談所があり、女性の法的、心理的問題や、健康問題に関する相談にあっている。

### 保育制度(Institutionelle Kinderbetreuung)

家族政策的な配慮から保育制度(公的補助を受ける幼稚園、保育所、託児保母、児童保育所)の整備が1970年代から90年代にかけ進められた。

しかし、オーストリアには、いわゆる保育所(Kinderkrippen)は比較的少なく、また都市部に集中している。このため保育制度の中心は公的幼稚園と公的補助を受ける私立幼稚園からなっているが、収容定員の不足、両親の就業時間や就業期間のニーズに合わない短い開園時間や長い休暇期間などが問題となっている。

1997/98年で、週1回以上、保育園、幼稚園へ通園するか、保育婦に預けられている6歳未満の子供数は23万7千人で、そのうち8600人が保育園、21万9千人が幼稚園、6500人が託児保母、残り2500人がグループ保育である。

オーストリアでは学校は午前授業が原則なので満6歳以上を対象とする学童保育のニーズも高く、1997/98年で約3万人の子供が学童保育を受けている。

保育へのニーズは年々高まっているが、保育施設の設置は各州に任されており、州ごとの政策により状況は異なり、東部諸州では西部に比べ、幼稚園や保育所の数が少なく、利用可能時間も短いという、東西格差が知られている。

このため政府は各州に保育施設の拡充を促すため、1997/98年に6千万ATS(4億9800万円)、1997年から2000年までで総額12億ATS(93.6億円)の補助金を出している(IFD,1999:49-50)。

### 3. オーストリアの出生動向と家族政策の特徴

#### (1) 出生・家族動向の特徴

オーストリアの出生力低下は1930年代頃までに人口再生産水準を下回るレベルまで進行しており、婚姻により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により子供の数が決定される社会への移行は、すでに第二次大戦前に定着していたといえ、現在、歯止めなく進行している少子化の流れも、この長期的な動向に沿っていると思われる。

確かにナチス・ドイツへの併合にともなうベビーブームと、戦後1950年代から1960年代にかけて起きたベビーブームという形で、合計特殊出生率の一時的な上昇が観察されるが、前者については、これに対応した世代の完結出生児数の変化はなく、単なる出生の前倒しによるタイミング効果に過ぎなかったことがわかる。また後者も1930年代生まれの女性の無子割合の減少とこれに伴う完結出生児数の増加を反映したものであり、戦後1950年代から60年代初頭に起きた結婚ブームによる平均初婚年齢の低下や婚姻率の上昇が一時的に作用したものである。

これに対し1963年から始まった急速な出生力低下では、完結出生児数の明らかな低下と無子割合の上昇が見られる。この動きは出生順位別有配偶出生数の変化からも明らかなように、1940年代生まれの女性から「大家族の消滅」が起きたこと、さらに1974年頃から平均初婚年齢・出生年齢が上昇し始め、晩婚晩産化が進むとともに婚姻率が低下、無子割合が上昇していったことを反映している。

このようにオーストリアの出生動向は、前稿(原 2001)で紹介したドイツの出生力と基本的に同じ動きを示しているといえる。

なお、非有配偶出生割合が1998年現在29.5%と、旧西ドイツ地域(1997年14.3%)よりかなり高いが、この割合は結婚ブームとともに変動する傾向があり、また母親が若いほど、子供数が少ないほど、非嫡子となる可能性が高い、非嫡子の両親の半分以上が出生後(大部分が3年以内に)結婚し子供を認知すること、大きな地域格差があることなど、独自の文化的・歴史的背景に根ざすものであると思われる。

いずれにせよ、この長期にわたる出生力低下は、人口高齢化や離婚の増加などとともに、オーストリアにおいても、単独世帯数の増加や平均世帯人員の縮小を招いており、とりわけ核家族に占める「同居児あり」の割合は著しく低下し、無子(Kinderlosigkeit)の増大

が深刻化している。

一方、少子化の背景として重要視されている女性の就業率は、旧西ドイツ地域とほぼ同じ水準にあるが、1992年に可決された「男女均等関連法」の効果も薄く、むしろ後退する傾向があり、パートタイム就業や準就業関係が大部分を占めるなど、性別役割分業の解消からはほど遠い状況にあるといえる。

## (2) 家族政策の特徴

オーストリアの連邦憲法は、ドイツのボン基本法や他のヨーロッパ諸国の憲法などと異なり、夫婦や家族に関する明確な規定を持っていない。実は、ハプスブルグ王政の終焉とともに、1929年にキリスト社会党と社会民主党により憲法草案(Renner-Mayr-Entwurf)<sup>(5)</sup>が提出されたが、これが実現せず、その後も1955年と1987年に、夫婦と家族に関する条項を憲法に明記する試みがなされたが、いずれも失敗している(BMUJF 1999a:698、706)。

このため、オーストリアでは、家族政策にかかわる様々な問題を独立した政策分野として総合的に処理する体制はなかなか整わず、1967年の家族負担調整法(Familienlastenausgleichsgezes:FLAG)の改正を契機に、連邦総理府に家族政策審議会が設置され、これが発展し、連邦家族・青少年・消費者保護省が創設されたのは1983年のことである<sup>(6)</sup>。

従って、オーストリアの家族政策は、多岐にわたる分野で、それぞれ異なる歴史的経緯と、労使・政党間の対立・調整を経て発展して来たものであり、ドイツなどと比較し、極めて複雑であり、度重なる制度変更による混乱や結婚行動などへの副次的影響が見られる。

また家族政策の中心は家族世帯に対する所得再配分(monetäre Transfer für Familie)にあり、金額的にもヨーロッパの中でトップクラスで、狭義の家族給付のみでGDPの3.2%を占めるが、希望子供数の実現を妨げている要因の排除という形で、ドイツの場合とは異なり、低出生力対策を家族政策の柱の一つに掲げているにも拘わらず、その効果は現れていない。

おわりに

本稿では、オーストリアの出生動向と家族政策について報告した。出生動向については、今後、ドイツや、スイス、オランダなどと、より厳密な比較を行なう予定であり、そのような作業を通じて、その特徴をより明確に抽出できればと考えている。また家族政策については、複雑・多岐かつ頻繁に改正されており、本稿では十分に把握し切れなかった嫌いもある。この点については、福祉専門家の協力を得るとともに、個々の改訂を年表化するなどの作業を進め、再度、国際比較を行い、その特徴を論じたいと考えている。

## 註

(1) 結婚を促すことへの経済的支援は、1983年に結婚持参金や結婚準備費用の税控除の廃止(1972年の所得税法改正、連邦法1983/587)に続き、1987年のいわゆる結婚手当 Heiratsbeihilfe の廃止(課税変更法1987、連邦法1987/606)、さらに1988年

には、離婚相手に対する生活費支払を、もはや特別支出として認めないなど（ 1988 年の所得税法改正、連邦法 1988/400）後退している（BMUJF 1999a: 749）。

（ 2 ）このような離婚率や再婚率の上昇にともない、1970 年代以降、母子家庭の経済状況と非嫡出子の法的権利の改善が始まり、また離婚や親権、養育権に関する法律が改正された。さらに 1999 年 6 月には、婚姻及び離婚に関する法改正が可決され、2000 年 1 月より施行された。法改正の目玉は、夫婦間のパートナーシップの形成にあり、両者は世帯負担を平等に分担するものとした点にある。これにより、これまで（夫の妻に対する）扶養義務と結びつけられきた「負債原則(das Verschuldungsprinzip)」は、（妻の）家事負担を考慮した「物的補償原則(das materielle Ausgleich)」にとって代わられた（IFD,1999:37）。

（ 3 ）他の EU/EWR 加盟国の市民もオーストリア国内で就業している場合は同様の受給資格が与えられる。その他の国から来た外国人も国内で合法的に就業しているか、あるいは 5 年以上国内に在住している場合には受給資格がある。また難民には認定後ただちにオーストリア人と同じ受給資格が与えられる。

（ 4 ）1996 年の改定で、職業教育期間にある場合の最長年齢が満 27 歳から 26 歳に下げられるとともに、年齢に応じた金額が設定されることになり、満 10 歳以上と、19 歳以降の基本額が引き上げられた。

（ 5 ）嫡出子と非嫡出子に同等の権利を与えること、両親が離婚した児童の保護、教科書の無料化、困窮家庭への教育援助、母性保護など、この草案には、夫婦と家族の基本権の保障について極めて先進的な内容が盛り込まれていた。

（ 5 ）[BM FJK]Bundesministerium für Familie,Jugend und Konsumentenschutz。さらに 1987 年に環境・青少年・家族を所管する、連邦環境・青少年・家族省[ BMUJF] となるが、2001 年現在は、連邦社会保障・世代省(BMSG)Bundesministerium für Soziale Sicherheit und Generationen に再編されている。

#### 参考文献

朝日新聞、2001-10-27 夕刊、「子どもの看護休暇創設、改正育休法、成立へ」、朝日新聞社

原 俊彦、2000、「第二部 地域・言語圏別研究 第 1 章 ドイツ語圏諸国」、『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』、厚生省科学研究費 平成 11 年度報告書（課題番号 H11-政策-008）、平成 12 年 3 月、p.87-224

原 俊彦、2001、「ドイツの出生動向と家族政策」、『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、13：149-175

BMUJF: Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie, 1999a, Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Österreich, 4. Österreichischer Familienbericht, Band 1

BMUJF: Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie, 1999b, Österreichischer Partnerschaft zur Vereinbarkeit und Neuverteilung von Betreuungs- und Erwerbstätigkeit, 4. Österreichischer Familienbericht, Band 2

Council of Europe,1999, Demographic Development In Europe 1999:Council of Europe: (CD-

ROM)

Council of Europe, 2000, Demographic Development In Europe 2000: Council of Europe: (CD-ROM)

Gisser Richard u.a., 1995, Familie und Familienpolitik in Österreich, Bundesministerium für Jugend und Familie

IFD (Hrsg.), Tazu-Preve, I.M., J. Kytir, G. Lehart und R. Münz, 1999, Bevölkerung in Österreich, Institut für Demographie (IFD)

合計出生率

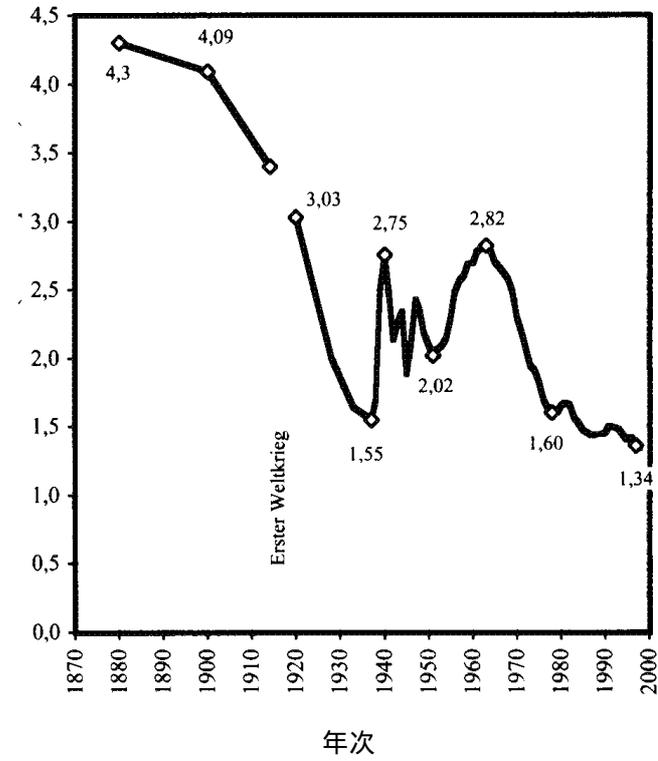


図1 合計出生率の推移：1880年 - 1998年

出典：IFD,1999, p.15

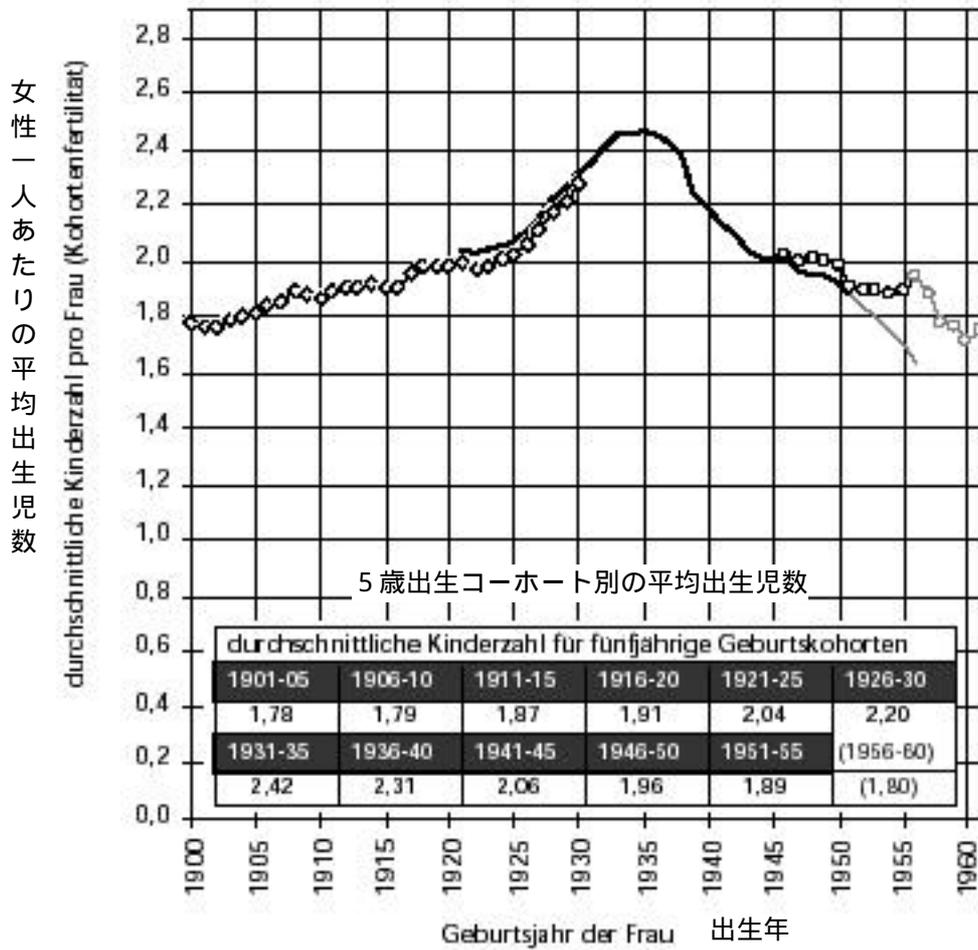


図2 完結出生児数の推移：1900年-1961年

出典：BMUJF 1999a:150

註：1981年と1991年の国勢調査及び1996年のマイクロセンサスで、すべての女性に既往出生児数を質問した結果による。なお、推計部分は灰色で表示してある。

- 1981年 国勢調査
- 1991年 国勢調査
- ◇— 1996年 ミクロセンサス

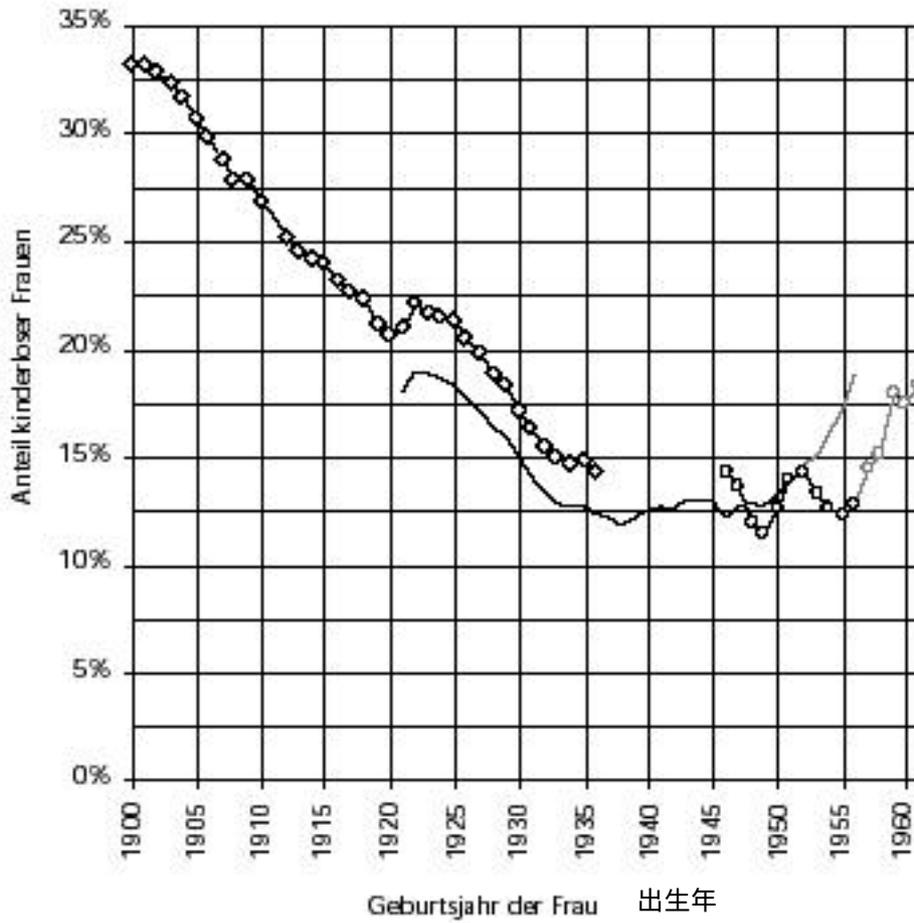
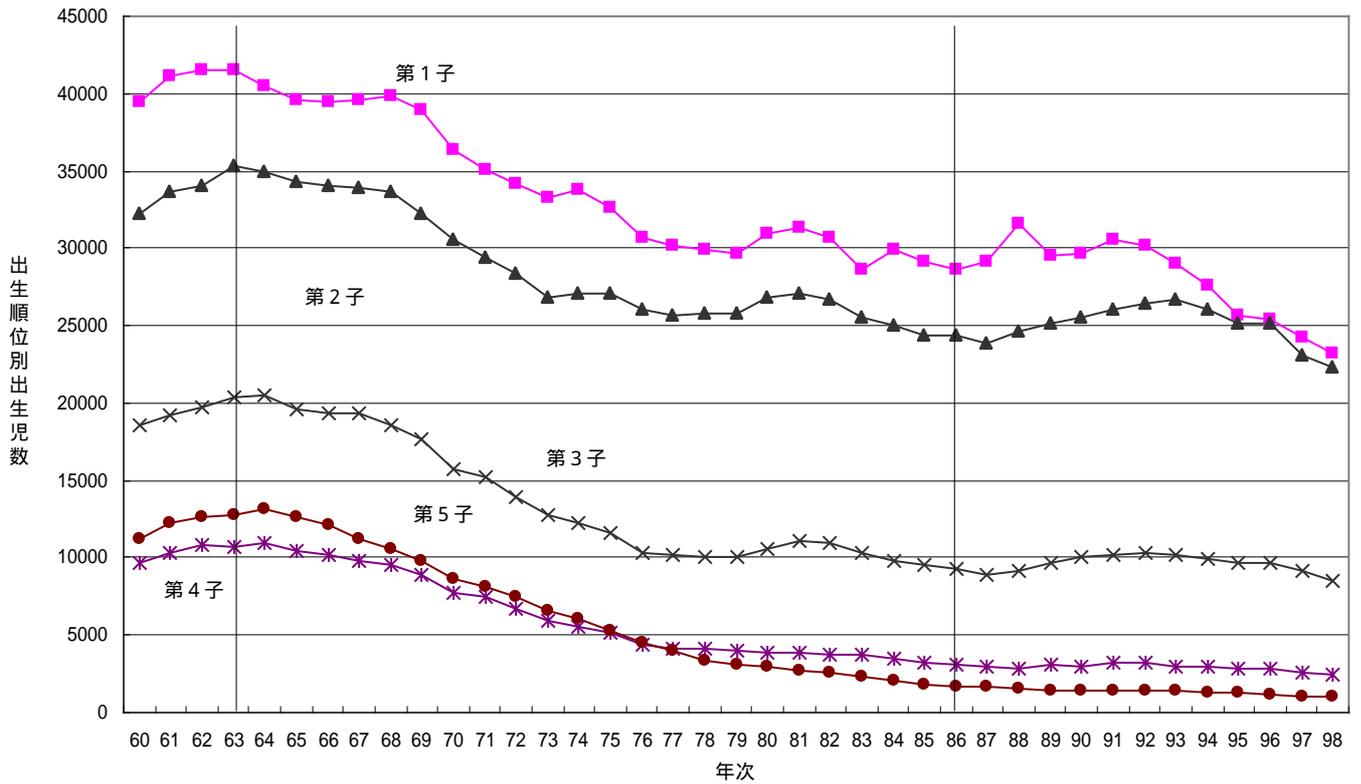


図3 無子割合の推移：1900年-1961年

出典：BMUJF 1999a:150

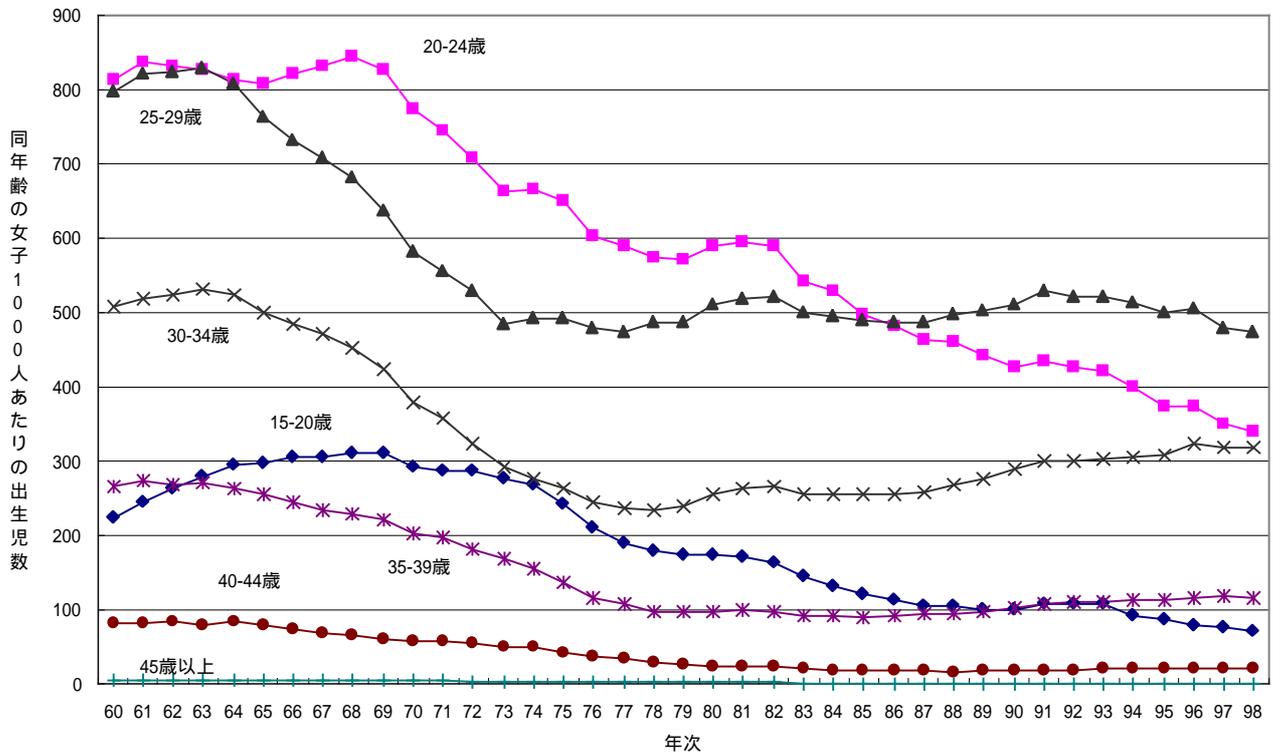
註：1981年と1991年の国勢調査及び1996年のマイクロセンサスで、すべての女性に既往出生児数を質問した結果による。なお、推計部分は灰色で表示してある。

- 1981年 国勢調査
- 1991年 国勢調査
- ◇— 1996年 ミクロセンサス



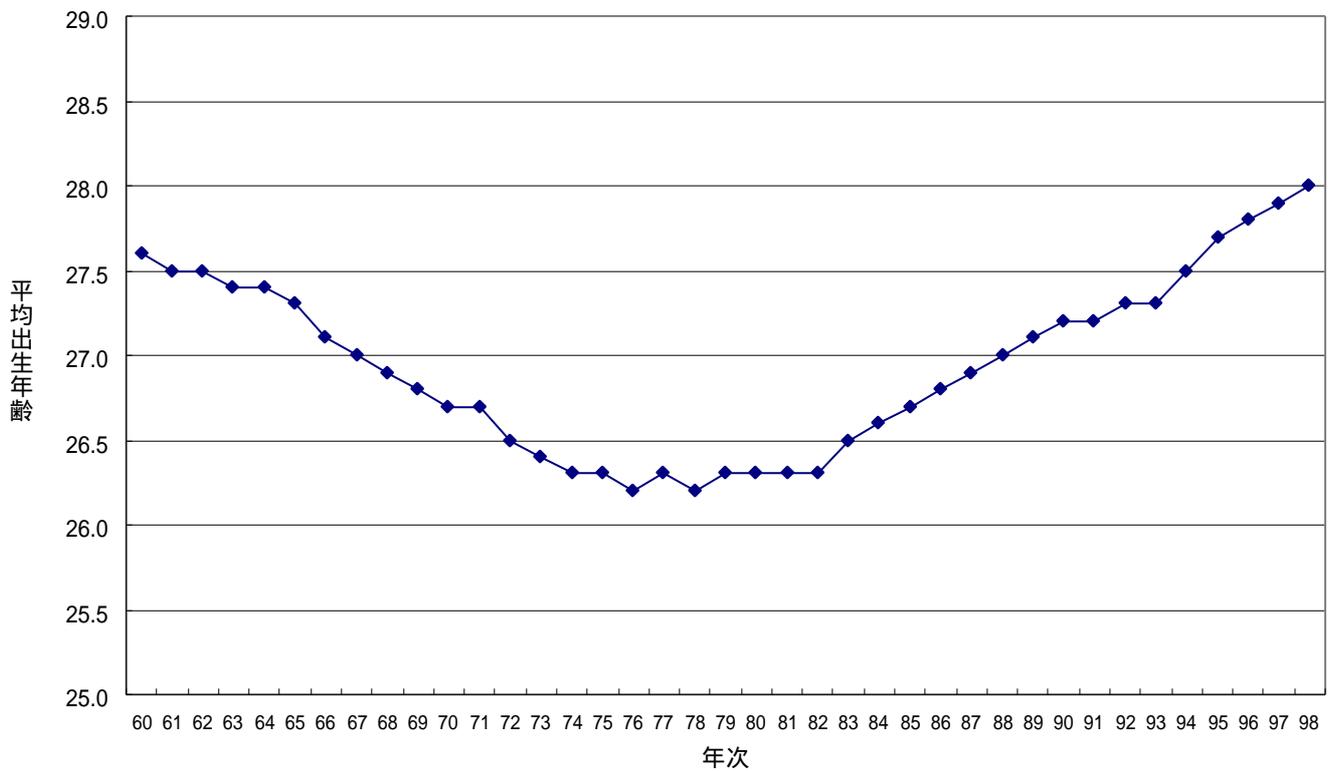
出典：council of Europe (CD-ROM) 1999より作成。

図4 出生順位別有配偶出生児数の変化



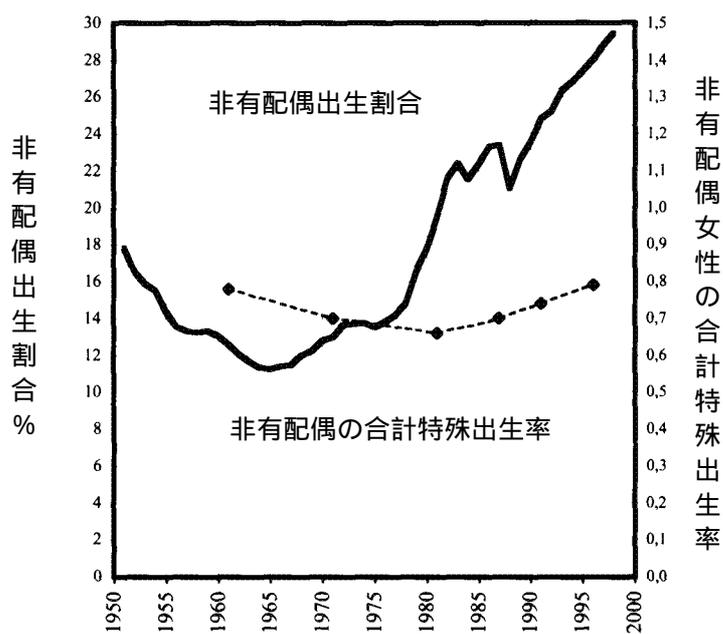
出典：council of Europe (CD-ROM) 1999より作成。

図5 年齢別出生率の推移



出典：council of Europe (CD-ROM) 1999より作成。

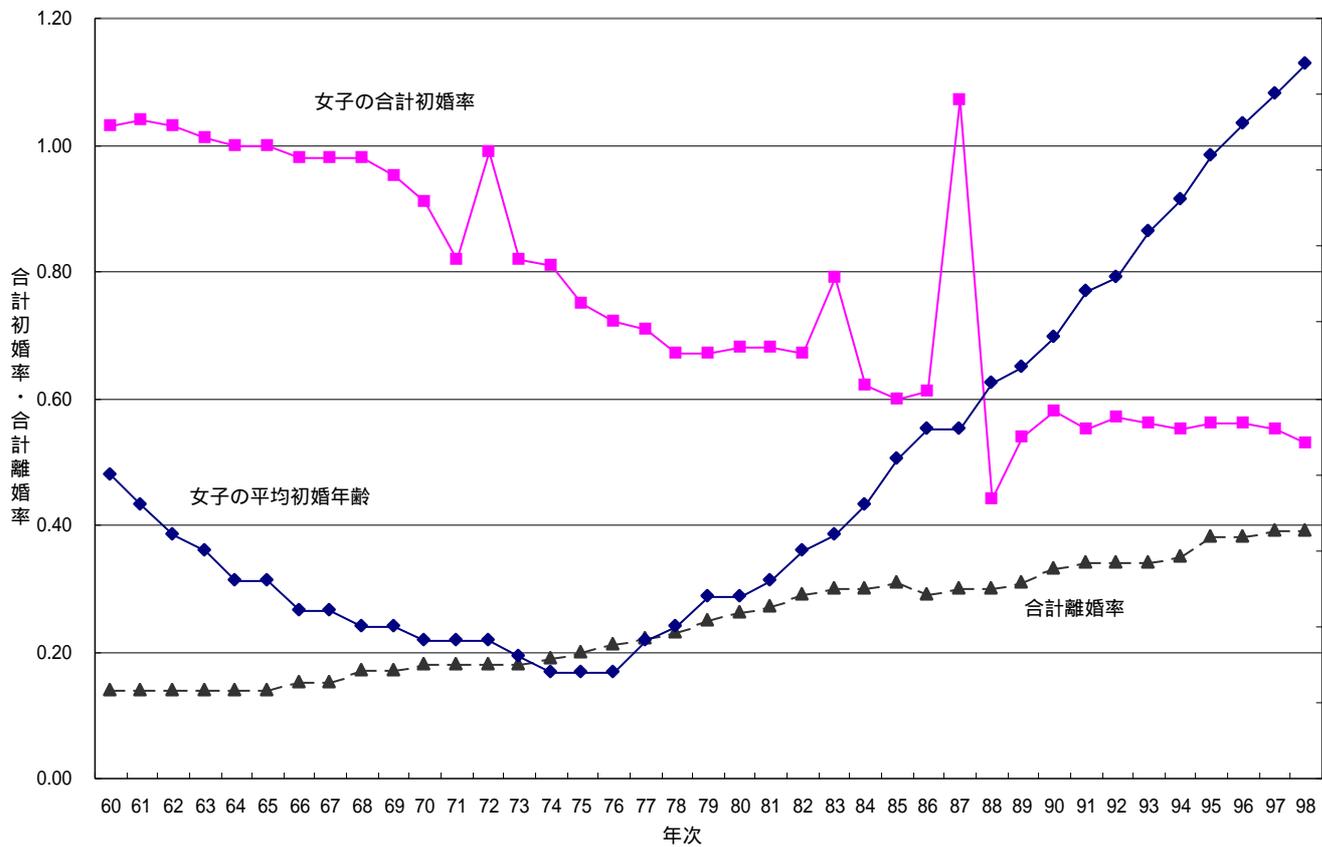
図6 女子の平均出生年齢の変化



出典：IFD 1999: p.24

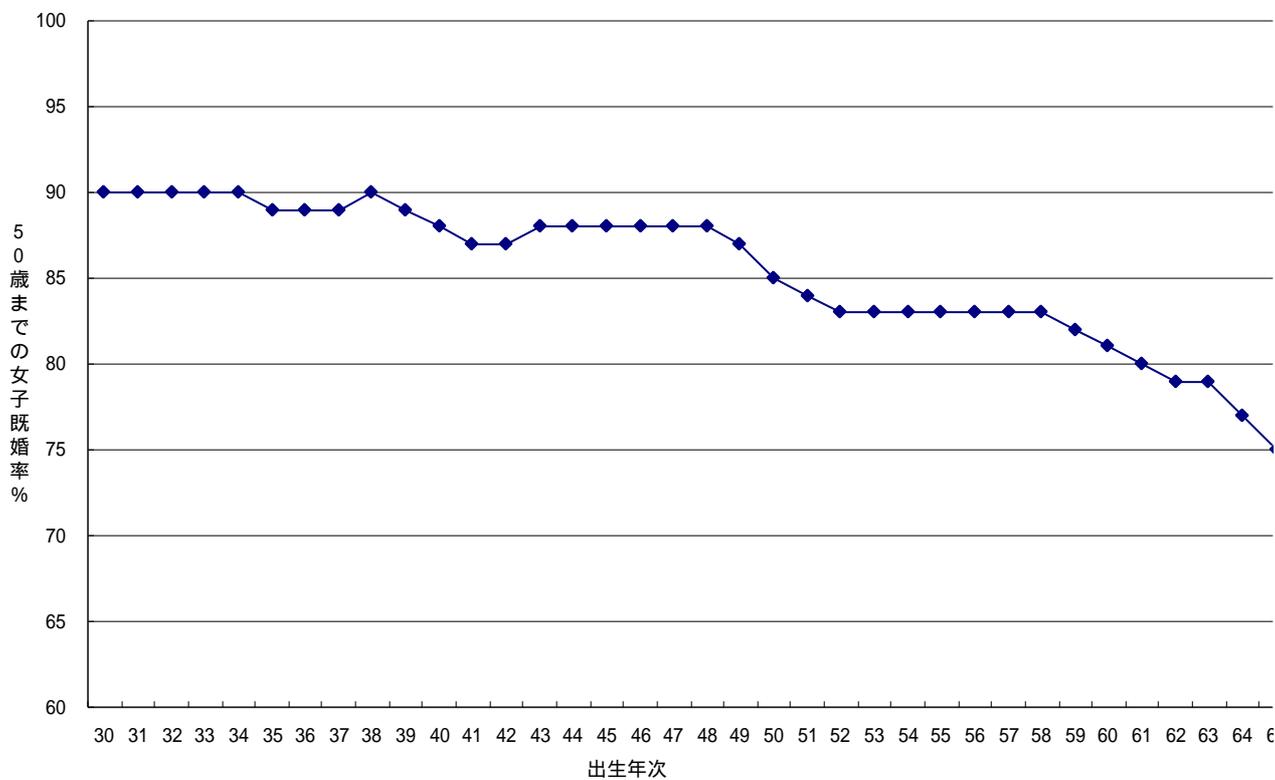
図7 非有配偶出生割合と非有配偶女性の合計特殊出生率





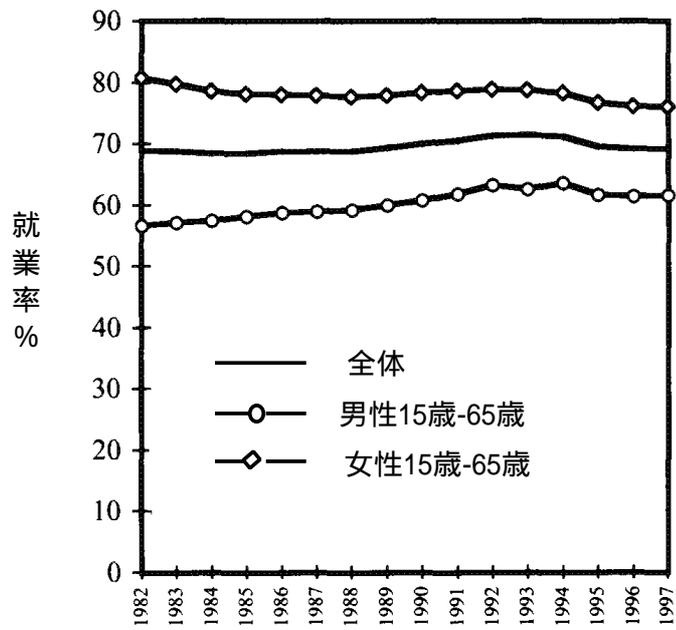
出典：council of Europe (CD-ROM) 1999より作成。

図8 女子の合計初婚率と平均初婚年齢、合計離婚率



出典：council of Europe (CD-ROM) 1999より作成。

図9 50歳までの女子既婚率（出生年次別）



出典：IFD:1999, p.57

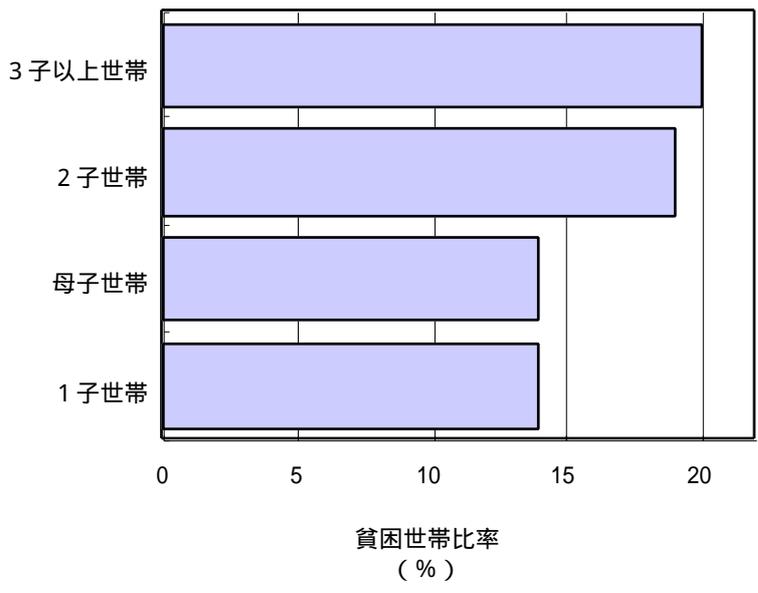
図 1 0 就業率の推移：1982年 - 97年



27.0  
26.5  
26.0  
25.5  
25.0  
24.5  
24.0  
23.5  
23.0  
22.5  
22.0

平均  
初婚  
年齢

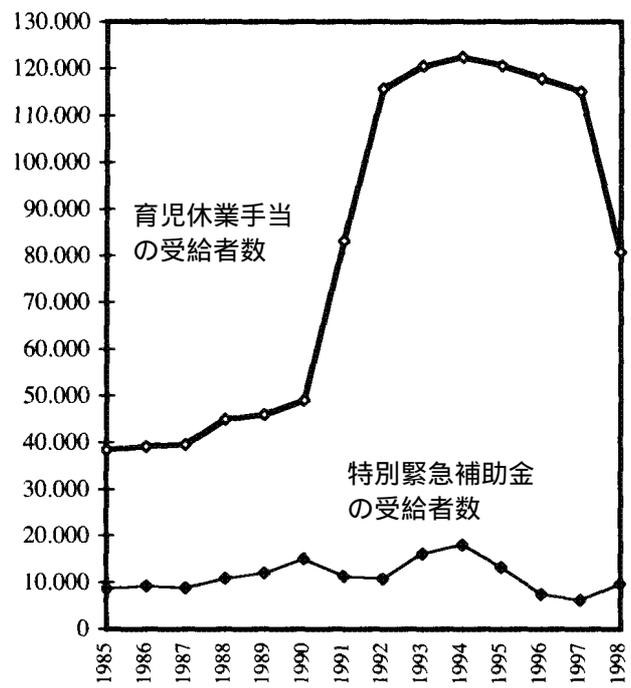
図11 子供数別の貧困世帯比率



出典 : IFD:1999, p.39

15

単位：人



出典：IFD:1999, p.45

図12 育児休業手当と特別緊急補助金の受給者数の推移















表1 家族類型別割合

家族類型	1971	1981	1991	1994	1995	1996	1997
総数(1000)	1,929	1,989	2,109	2,238	2,242	2,246	2,245
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
同居児あり	67.9%	69.0%	67.4%	64.6%	65.0%	65.0%	64.1%
同居児なし	32.0%	31.1%	32.6%	35.4%	35.0%	35.0%	35.8%
内訳							
夫婦と同居子あり	55.1%	54.3%	49.6%	48.0%	48.8%	48.4%	48.1%
その内、子供1人	21.7%	21.2%	20.8%	19.3%	19.8%	20.1%	19.6%
子供2人	18.1%	20.0%	19.5%	20.1%	20.4%	19.9%	20.0%
子供3人以上	15.3%	13.1%	9.3%	8.5%	8.6%	8.4%	8.5%
夫婦(同居子なし)	30.5%	28.6%	28.4%	29.8%	30.2%	30.3%	31.0%
同棲	2.7%	4.1%	6.6%	9.5%	8.3%	8.3%	8.4%
その内、子供あり	1.2%	1.7%	2.5%	3.9%	3.4%	3.6%	3.5%
子供なし	1.5%	2.5%	4.2%	5.6%	4.8%	4.7%	4.8%
片親	11.6%	13.0%	15.3%	12.7%	12.8%	13.0%	12.5%
その内、女親と子供	10.4%	11.4%	13.0%	11.0%	11.2%	11.3%	10.8%
男親と子供	1.2%	1.6%	2.3%	1.7%	1.6%	1.6%	1.7%

出典：IFD, 1999, p.31

註：同居児の有無による合計は筆者による。

表2 年齢別子供数（同居）別の女子就業率 1997年

就業率（％）	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
女性全体	69.7	78.0	74.4	74.1
女性（無子）	67.9	83.1	88.2	89.0
女性（有子）	78.4	72.4	68.7	70.1
15歳以下の子供あり				
1子	80.9	80.3	80.2	74.6
2子	75.5	63.5	63.3	64.0
3子以上	50.0	65.9	57.3	51.4
母子家庭	89.7	85.6	90.3	91.5

出典：IFD,1999, p.58